

青森地域広域事務組合競争入札参加資格業者指名停止要領運用基準

青森地域広域事務組合競争入札参加資格業者指名停止要領(以下「指名停止要領」という。)の運用については、この基準によるものとする。

1 指名停止期間の運用

別表 1 (工事請負契約及び測量、建設コンサルタント等業務委託契約に係る措置基準)関係

措置要件	運用基準	期間
(虚偽記載) 1 青森地域広域事務組合の発注する工事及び測量、建設コンサルタント等委託業務(以下「委託業務」という。)に係る一般競争及び指名競争において、競争入札参加資格審査申請書、競争入札参加資格審査資料その他の落札決定前の調査資料に虚偽の記載をし、契約の相手方として不適当であると認められるとき。	(1) 文書偽造、事前共謀があるなど、特に悪質と認められる場合 (2) 複数の虚偽記載があるなど、悪質と認められる場合 (3) その他の場合	6 箇月 3 箇月 1 箇月
(過失による粗雑工事) 2 青森地域広域事務組合発注工事の施工に当たり、過失により工事を粗雑にしたと認められるとき(引き渡された工事目的物、成果物又は納入された供給物品が種類又は品質に関して契約の内容に適合しないもの(以下「契約不適合」という。)が軽微であると認められるときを除く。)。	(1) 補修により初期の目的を達成できない場合など、その影響が重大であると認められる場合 (2) 会計検査等の結果、補助金の返還を命ぜられた場合、又は文書による指摘を受けて1割以上の補修を命ぜられた場合 (3) 会計検査等の結果、文書による指摘を受けて1割未満の補修を命ぜられた場合 (4) その他の場合	6 箇月 3 箇月 2 箇月 1 箇月
3 県内における工事で青森地域広域事務組合発注工事以外のもの(以下「一般工事」という。)の施工に当たり、過失により工事を粗雑にした場合において、契約不適合が重大であると認められるとき。	(1) 補修により初期の目的を達成できない場合など、その影響が重大であると認められる場合 (2) 会計検査等の結果、補助金の返還を命ぜられた場合、又は文書による指摘を受けて1割以上の補修を命ぜられた場合 (3) 会計検査等の結果、文書による指摘を受けて1割未満の補修を命ぜられた場合	3 箇月 2 箇月 1 箇月
(契約違反) 4 第2号に掲げる場合のほか、青森地域広域事務組合発注工事及び委託業務の履行に当たり契約に違反し、契約の相手方として不適当であると認められるとき。	(1) 請負人の事由による契約解除 ア 契約に違反し、契約が解除された場合 イ その他の場合 (2) 正当な理由がなく、工期内に工事を完成することができなかった場合 (3) 施工体制台帳等の提出など必要な報告を怠った場合 (4) 社会保険料等未加入建設業者と一次下請契約を締結した場合 (5) 監督・検査業務の執行を妨害した場合 (6) その他契約書、仕様書等に係る違反 ア 損害を生じさせるなど、その影響が大きい場合 イ その他の場合	12 箇月 1 箇月 1 箇月 1 箇月 1 箇月 2 箇月 1 箇月 2 週間
(安全管理措置の不適切により生じた公衆損害事故) 5 青森地域広域事務組合発注工事の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、公衆に死亡者若しくは負傷者を生じさせ、又は損害(軽微なものを除く。)を与えたと認められるとき。	(1) 3名以上の死亡者を生じさせた場合 (2) 3名未満の死亡者を生じさせた場合 (3) 重傷者を生じさせた場合 (4) その他負傷者を生じさせた場合 (5) 重大な損害を生じさせた場合 (6) その他損害を生じさせた場合	6 箇月 4 箇月 2 箇月 1 箇月 2 箇月 1 箇月

6 一般工事の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、公衆に死亡者若しくは負傷者を生じさせ、又は損害を与えた場合において、当該事故が重大であると認められるとき。	(1) 3名以上の死亡者を生じさせた場合 (2) 3名未満の死亡者を生じさせた場合 (3) 負傷者又は重大な損害を生じさせた場合	3箇月 2箇月 1箇月
(安全管理措置の不適切により生じた工事関係者事故) 7 青森地域広域事務組合発注工事の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、工事関係者に死亡者又は負傷者を生じさせたと認められるとき。	(1) 3名以上の死亡者を生じさせた場合 (2) 3名未満の死亡者を生じさせた場合 (3) 重傷者を生じさせた場合 (4) その他負傷者を生じさせた場合	4箇月 2箇月 1箇月 2週間
8 一般工事の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、工事関係者に死亡者又は負傷者を生じさせた場合において、当該事故が重大であると認められるとき。	(1) 3名以上の死亡者を生じさせた場合 (2) 3名未満の死亡者を生じさせた場合 (3) 負傷者を生じさせた場合	2箇月 1箇月 2週間
(贈賄) 9 次の(1)、(2)又は(3)に掲げる者が青森地域広域事務組合の職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。 (1) 有資格業者である個人又は有資格業者である法人の代表権を有する役員(代表権を有すると認めるべき肩書きを付した役員を含む。以下「代表役員等」という。) (2) 有資格業者の役員(執行役員を含む。)又はその支店若しくは営業所(常時工事及び委託業務の請負契約を締結する事務所をいう。)を代表する者で(1)に掲げる者以外の者(以下「一般役員等」という。) (3) 有資格業者の使用人で(2)に掲げる者以外の者(以下「使用人」という。)	(1) 刑法又は特別法による代表役員等の逮捕等 (2) 刑法又は特別法による一般役員等の逮捕等 (3) 刑法又は特別法による使用人の逮捕等	12箇月 9箇月 6箇月
10 次の(1)、(2)又は(3)に掲げる者が県内の他の公共機関の職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。 (1) 代表役員等 (2) 一般役員等 (3) 使用人	(1) 刑法又は特別法による代表役員等の逮捕等 (2) 刑法又は特別法による一般役員等の逮捕等 (3) 刑法又は特別法による使用人の逮捕等	9箇月 6箇月 3箇月
11 次の(1)又は(2)に掲げる者が県外の他の公共機関の職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。 (1) 代表役員等 (2) 一般役員等	(1) 刑法又は特別法による代表役員等の逮捕等 (2) 刑法又は特別法による一般役員等の逮捕等	9箇月 3箇月
(独占禁止法違反行為) 12 業務に関し独占禁止法第3条、第8条第1号又は第19条に違反し、公正取引委員会による刑事告発、排除措置命令若しくは課徴金納付命令がなされたとき、又は代表役員等、一般役員等若しくは使用人が逮捕されたとき(次号に掲げる場合を除く。)	(1) 公正取引委員会による刑事告発又は代表役員等、一般役員等若しくは使用人の逮捕 (2) 公正取引委員会による排除措置命令又は課徴金納付命令	16箇月 12箇月
13 青森地域広域事務組合発注工事及び委託業務に関し、独占禁止法第3条、第8条第1号又は第19条に違反し、公正取引委員会による刑事告発、排除措置命令若しくは課徴金納付命令がなされたとき、又は代表役員等、一般役員等若しくは使用人が逮捕されたとき。	(1) 公正取引委員会による刑事告発又は代表役員等、一般役員等若しくは使用人の逮捕 ア 代表役員等の逮捕等 イ 一般役員等の逮捕等 ウ 使用人の逮捕等 (2) 公正取引委員会による排除措置命令又は課徴金納付命令	36箇月 30箇月 24箇月 18箇月

(競売入札妨害又は談合) 1 4 代表役員等、一般役員等又は使用人が競売入札妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき(次号に掲げる場合を除く。)	(1) 代表役員等の逮捕等 (2) 一般役員等の逮捕等 (3) 使用人の逮捕等	16 箇月 14 箇月 12 箇月
1 5 青森地域広域事務組合発注工事及び委託業務に関し、代表役員等、一般役員等又は使用人が競売入札妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。	(1) 代表役員等の逮捕等 (2) 一般役員等の逮捕等 (3) 使用人の逮捕等	36 箇月 30 箇月 24 箇月
(不当な情報提供要求等) 1 6 青森地域広域事務組合発注工事及び委託業務に関し、青森地域広域事務組合の職員に対して、不当な情報提供要求等を行ったと認められるとき。	(1) 代表役員等が不当な情報提供要求等を行った場合 (2) 一般役員等又は使用人が不当な情報提供要求等を行った場合	9 箇月 4 箇月
(建設業法違反行為) 1 7 建設業法(昭和 24 年法律第 100 号)の規定に違反し、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき(次号に掲げる場合を除く。)	(1) 県内における建設業法違反 ア 建設業法違反の容疑で逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起された場合 (ア) 代表役員等の逮捕等 (イ) 一般役員等又は使用人の逮捕等 イ 監督処分(営業停止)がなされた場合 ウ 監督処分(指示処分)がなされた場合 (2) 県外における建設業法違反 ア 建設業法違反の容疑で逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起された場合 (ア) 代表役員等の逮捕等 (イ) 一般役員等の逮捕等 イ 監督処分(営業停止)がなされた場合	9 箇月 3 箇月 2 箇月 1 箇月 6 箇月 2 箇月 1 箇月
1 8 青森地域広域事務組合発注工事に関し、建設業法の規定に違反し、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。	(1) 建設業法違反の容疑で逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起された場合 ア 代表役員等の逮捕等 イ 一般役員等又は使用人の逮捕等 (2) 監督処分(営業停止)がなされた場合 (3) 監督処分(指示処分)がなされた場合	9 箇月 4 箇月 3 箇月 2 箇月
(不正又は不誠実な行為) 1 9 前各号に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、契約の相手方として不適当であると認められるとき。	(1) 青森地域広域事務組合発注工事及び委託業務における不正又は不誠実な行為 ア 法令違反の容疑で逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起された場合 (ア) 代表役員等の逮捕等 (イ) 一般役員等又は使用人の逮捕等 イ その他法令違反があった場合 ウ 正当な理由がなく落札決定後に契約を辞退するなど、著しく信頼関係を損なう行為があった場合 (2) 県内における不正又は不誠実な行為(青森地域広域事務組合発注工事及び委託業務における場合を除く。) ア 法令違反の容疑で逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起された場合 (ア) 代表役員等の逮捕等 (イ) 一般役員等又は使用人の逮捕等 イ その他法令違反があった場合 (3) 県外における不正又は不誠実な行為 ア 法令違反の容疑で逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起された場合 (ア) 代表役員等の逮捕等 (イ) 一般役員等の逮捕等 (4) 公正取引委員会による排除措置命令又は課徴金納付命令において、独占禁止法第 3 条、第 8 条第 1 号又は第 19 条に違反した事実が認められるなど、契約の相手方として不適当	9 箇月 4 箇月 2 箇月 1 箇月 6 箇月 3 箇月 1 箇月 6 箇月 2 箇月

	であると認められる場合 ア 青森地域広域事務組合発注工事及び業務委託に関する場合 イ 青森地域広域事務組合発注工事及び業務委託以外の業務に関する場合 (5) 上記によりがたいとき 住民への直接的影響(1箇月以上3箇月以内「(青森地域広域事務組合管内住民への影響3箇月、青森県民への影響2箇月、その他の影響1箇月)」×2倍(逮捕、書類送検又は公訴を提起されたとき)+事後処理等の加算(3箇月以内))	18 箇月 12 箇月 1 箇月以上 9 箇月以内
20 前各号に掲げる場合のほか、代表役員等が禁固以上の刑に当たる犯罪の容疑により公訴を提起され、又は禁固以上の刑若しくは刑法(明治40年法律第45号)の規定により罰金刑を宣告され、契約の相手方として不適当であると認められるとき。	(1) 県内におけるもの(青森地域広域事務組合発注工事及び業務委託における場合を除く。) ア 特に悪質性及び社会的影響が大きいと認められる場合 イ その他の場合 (2) 県外におけるもの ア 特に悪質性及び社会的影響が大きいと認められる場合 イ その他の場合	9 箇月 3 箇月 6 箇月 1 箇月

別表 2 (製造の請負、物品の購入その他の契約に係る措置基準) 関係

措置要件	運用基準	期間
(虚偽記載) 1 青森地域広域事務組合の発注する物品（動物を除く。）の売買又は修繕の供給契約、物品の製造の請負契約、測量、建設コンサルタント等業務を除く委託契約、賃貸借契約等（以下「青森地域広域事務組合発注契約」という。）に係る一般競争及び指名競争において、競争入札参加資格審査申請書、競争入札参加資格審査資料その他の入札前の調査資料に虚偽の記載をし、契約の相手方として不適当であると認められるとき。	(1) 文書偽造、事前共謀があるなど、特に悪質と認められる場合 (2) 複数の虚偽記載があるなど、悪質と認められる場合 (3) その他の場合	6 箇月 3 箇月 1 箇月
(過失による粗雑な契約履行) 2 青森地域広域事務組合発注契約の履行に当たり、過失により当該契約の履行を粗雑に行ったと認められるとき（契約不適合が軽微であると認められるときを除く。）。	(1) 初期の目的を達成できない場合など、その影響が重大であると認められる場合 (2) 会計検査等の結果、補助金等の返還を命ぜられた場合、又は文書等による指摘を受けて1割以上の補修等を命ぜられた場合 (3) 会計検査等の結果、文書等の指摘を受けて1割未満の補修等を命ぜられた場合 (4) その他の場合	6 箇月 3 箇月 2 箇月 1 箇月
3 県内における物品（動物を除く。）の売買又は修繕の供給契約、物品の製造の請負契約、測量、建設コンサルタント等業務を除く委託契約、賃貸借契約等で青森地域広域事務組合発注以外の契約（以下「一般契約」という。）の履行に当たり、過失により当該契約の履行を粗雑に行った場合において、契約不適合が重大であると認められるとき。	(1) 初期の目的を達成できない場合など、その影響が重大であると認められる場合 (2) 会計検査等の結果、補助金等の返還を命ぜられた場合、又は文書による指摘を受けて1割以上の補修を命ぜられた場合 (3) 会計検査等の結果、文書による指摘を受けて1割未満の補修を命ぜられた場合	3 箇月 2 箇月 1 箇月
(契約違反) 4 第2号に掲げる場合のほか、青森地域広域事務組合発注契約の履行に当たり契約に違反し、契約の相手方として不適当であると認められるとき。	(1) 請負人の事由による契約解除 ア 契約に違反し、契約が解除された場合 イ その他の場合 (2) 正当な理由がなく、納期内に履行することができなかった場合 (3) 必要な報告を怠った場合 (4) 検査業務等の執行を妨害した場合 (5) その他契約書、仕様書等に係る違反 ア 損害を生じさせるなど、その影響が大きい場合 イ その他の場合	12 箇月 1 箇月 1 箇月 1 箇月 2 箇月 1 箇月 2 週間
(安全管理措置の不適切により生じた公衆損害事故) 5 青森地域広域事務組合発注契約の履行に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、公衆に死亡者若しくは負傷者を生じさせ、又は損害（軽微なものを除く。）を与えたと認められるとき。	(1) 3名以上の死亡者を生じさせた場合 (2) 3名未満の死亡者を生じさせた場合 (3) 重傷者を生じさせた場合 (4) その他負傷者を生じさせた場合 (5) 重大な損害を生じさせた場合 (6) その他損害を生じさせた場合	6 箇月 4 箇月 2 箇月 1 箇月 2 箇月 1 箇月
6 一般契約の履行に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、公衆に死亡者若しくは負傷者を生じさせ、又は損害を与えた場合において、当該事故が重大であると認められるとき。	(1) 3名以上の死亡者を生じさせた場合 (2) 3名未満の死亡者を生じさせた場合 (3) 負傷者又は重大な損害を生じさせた場合	3 箇月 2 箇月 1 箇月
(安全管理措置の不適切により生じた契約関係者事故) 7 青森地域広域事務組合発注契約の履行に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、契約関係者に死亡者又は負傷者を生じさせたと認められるとき。	(1) 3名以上の死亡者を生じさせた場合 (2) 3名未満の死亡者を生じさせた場合 (3) 重傷者を生じさせた場合 (4) その他負傷者を生じさせた場合	4 箇月 2 箇月 1 箇月 2 週間

8 一般契約の履行に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、契約関係者に死亡者又は負傷者を生じさせた場合において、当該事故が重大であると認められるとき。	(1) 3名以上の死亡者を生じさせた場合 (2) 3名未満の死亡者を生じさせた場合 (3) 負傷者を生じさせた場合	2 箇月 1 箇月 2 週間
(贈賄) 9 次の(1)、(2)又は(3)に掲げる者が青森地域広域事務組合の職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。 (1) 代表役員等 (2) 一般役員等 (3) 使用人	(1) 刑法又は特別法による代表役員等の逮捕等 (2) 刑法又は特別法による一般役員等の逮捕等 (3) 刑法又は特別法による使用人の逮捕等	12 箇月 9 箇月 6 箇月
10 次の(1)、(2)又は(3)に掲げる者が県内の他の公共機関の職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。 (1) 代表役員等 (2) 一般役員等 (3) 使用人	(1) 刑法又は特別法による代表役員等の逮捕等 (2) 刑法又は特別法による一般役員等の逮捕等 (3) 刑法又は特別法による使用人の逮捕等	9 箇月 6 箇月 3 箇月
11 次の(1)又は(2)に掲げる者が県外の他の公共機関の職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。 (1) 代表役員等 (2) 一般役員等	(1) 刑法又は特別法による代表役員等の逮捕等 (2) 刑法又は特別法による一般役員等の逮捕等	9 箇月 3 箇月
(独占禁止法違反行為) 12 業務に関し独占禁止法第3条、第8条第1号又は第19条に違反し、公正取引委員会による刑事告発、排除措置命令若しくは課徴金納付命令がなされたとき、又は代表役員等、一般役員等若しくは使用人が逮捕されたとき(次号に掲げる場合を除く。)	(1) 公正取引委員会による刑事告発又は代表役員等、一般役員等若しくは使用人の逮捕 (2) 公正取引委員会による排除措置命令又は課徴金納付命令	16 箇月 12 箇月
13 青森地域広域事務組合発注契約に関し、独占禁止法第3条、第8条第1号又は第19条に違反し、公正取引委員会による刑事告発、排除措置命令若しくは課徴金納付命令がなされたとき、又は代表役員等、一般役員等若しくは使用人が逮捕されたとき。	(1) 公正取引委員会による刑事告発又は代表役員等、一般役員等若しくは使用人の逮捕 ア 代表役員等の逮捕等 イ 一般役員等の逮捕等 ウ 使用人の逮捕等 (2) 公正取引委員会による排除措置命令又は課徴金納付命令	36 箇月 30 箇月 24 箇月 18 箇月
(競売入札妨害又は談合) 14 代表役員等、一般役員等又は使用人が競売入札妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき(次号に掲げる場合を除く。)	(1) 代表役員等の逮捕等 (2) 一般役員等の逮捕等 (3) 使用人の逮捕等	16 箇月 14 箇月 12 箇月
15 青森地域広域事務組合発注契約に関し、代表役員等、一般役員等又は使用人が競売入札妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。	(1) 代表役員等の逮捕等 (2) 一般役員等の逮捕等 (3) 使用人の逮捕等	36 箇月 30 箇月 24 箇月
(不当な情報提供要求等) 16 青森地域広域事務組合発注契約に関し、青森地域広域事務組合の職員に対して、不当な情報提供要求等を行ったと認められるとき。	(1) 代表役員等が不当な情報提供要求等を行った場合 (2) 一般役員等又は使用人が不当な情報提供要求等を行った場合	9 箇月 4 箇月
(営業等に関し必要な許可法律等の違反行為) 17 営業等に関し必要な許可法律等の規定に違反し、製造の請負、物品の購入、その他の契約の相手方として不適当であると認められるとき(次号に掲げる場合を除く。)	(1) 県内における許可法律等の違反 ア 許可法律等の違反の容疑で逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起された場合 (ア) 代表役員等の逮捕等 (イ) 一般役員等又は使用人の逮捕等 イ 処分(営業停止)がなされた場合	9 箇月 3 箇月 2 箇月

	ウ 処分(指示処分)がなされた場合 (2) 県外における許可法律等の違反 ア 許可法律等の違反の容疑で逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起された場合 (ア) 代表役員等の逮捕等 (イ) 一般役員等の逮捕等 イ 処分(営業停止)がなされた場合	1 箇月 6 箇月 2 箇月 1 箇月
18 青森地域広域事務組合発注契約に関し、営業等に関し必要な許可法律等の規定に違反し、契約の相手方として不適当であると認められるとき。	(1) 許可法律等の違反の容疑で逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起された場合 ア 代表役員等の逮捕等 イ 一般役員等又は使用人の逮捕等 (2) 処分(営業停止)がなされた場合 (3) 処分(指示処分)がなされた場合	9 箇月 4 箇月 3 箇月 2 箇月
(不正又は不誠実な行為) 19 前各号に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、契約の相手方として不適当であると認められるとき。	(1) 青森地域広域事務組合発注契約における不正又は不誠実な行為 ア 法令違反の容疑で逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起された場合 (ア) 代表役員等の逮捕等 (イ) 一般役員等又は使用人の逮捕等 イ その他の法令違反があった場合 ウ 正当な理由がなく落札決定後に契約を辞退するなど、著しく信頼関係を損なう行為があった場合 (2) 県内における不正又は不誠実な行為(青森地域広域事務組合発注契約における場合を除く。) ア 法令違反の容疑で逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起された場合 (ア) 代表役員等の逮捕等 (イ) 一般役員等又は使用人の逮捕等 イ その他の法令違反があった場合 (3) 県外における不正又は不誠実な行為 ア 法令違反の容疑で逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起された場合 (ア) 代表役員等の逮捕等 (イ) 一般役員等の逮捕等 (4) 公正取引委員会による排除措置命令又は課徴金納付命令において、独占禁止法第3条、第8条第1号又は第19条に違反した事実が認められるなど、契約の相手方として不適当であると認められる場合 ア 青森地域広域事務組合発注契約に関する場合 イ 青森地域広域事務組合発注契約以外の業務に関する場合 (5) 上記によりがたいとき 住民への直接的影響(1箇月以上3箇月以内「(青森地域広域事務組合管内住民への影響3箇月、青森県民への影響2箇月、その他の影響1箇月)」×2倍(逮捕、書類送検又は公訴を提起されたとき)+事後処理等の加算(3箇月以内)	9 箇月 4 箇月 2 箇月 1 箇月 6 箇月 3 箇月 1 箇月 6 箇月 2 箇月 18 箇月 12 箇月 1 箇月以上9 箇月以内
20 前各号に掲げる場合のほか、代表役員等が禁固以上の刑に当たる犯罪の容疑により公訴を提起され、又は禁固以上の刑若しくは刑法(明治40年法律第45号)の規定により罰金刑を宣告され、契約の相手方として不適当であると認められるとき。	(1) 県内におけるもの ア 特に悪質性及び社会的影響が大きいと認められる場合 イ その他の場合 (2) 県外におけるもの ア 特に悪質性及び社会的影響が大きいと認められる場合 イ その他の場合	9 箇月 3 箇月 6 箇月 1 箇月

2 規定の運用

第1条第1項関係

指名停止の期間中の有資格業者について、別件により再度指名停止を行う場合の始期は、再度指名停止の措置を決定したときとする。この場合、指名停止の通知をするときは別途行うものとする。

第2条第1項関係

指名停止の措置要件に該当する事実があった日から、1年以上経過してその事実を確認した場合は、当該事案については指名停止の措置を行わないものとする。

第4条関係

- 一 第3項の規定に基づく共同企業体の指名停止は、指名停止の期間中の有資格業者を共同企業体を通じて指名しないための措置であり、既に対象である工事について開札済みであって新たに指名が想定されない特定共同企業体については、対象としないものとする。
- 二 第3項の規定に基づく共同企業体の指名停止は、指名停止の期間中の有資格業者を共同企業体を通じて指名しないための措置であり、当該共同企業体自らが別表各号の措置要件に該当したために行うものではないので、同項の規定に基づく指名停止については、第6条に基づく措置(以下「短期加重措置」という。)の対象としないものとする。

第6条第2号関係

- 一 有資格業者が別表各号の措置要件に該当することとなった基となる事実又は行為が、当初の指名停止を行う前のものである場合には、短期加重措置の対象としないものとする。
- 二 下請負人又は共同企業体の構成員が短期加重措置に該当するときは、元請負人又は共同企業体の指名停止の期間を超えてその指名停止の期間を定めることができる。

第8条関係

- 一 指名停止期間の加重について、短期加重措置の対象となった措置要件については、短期加重措置後、加重するものとする。
- 二 第4号及び第5号の「悪質な事由があるとき」とは、当該発注者に対して有資格業者が不正行為の働きかけを行った場合等をいうものとする。

3 別表関係の運用

第5号から第8号関係

- 一 青森地域広域事務組合発注工事及び一般工事のいずれの工事においても、次の場合は原則として指名停止を行わないものとする。
 - ア 事故の原因が作業員個人の責に帰すべきものであると認められる場合(例えば、公道上において車両により資材を運搬している際のわき見運転による生じた事故等)
 - イ 事故の原因が第三者の行為によるものであると認められる場合(例えば、適切に管理されていたと認められる工事現場内に第三者の車両が無断で進入したことにより生じた事故等)

二 青森地域広域事務組合発注工事における事故(第5号及び第7号関係)について、安全管理の措置が不適切であると認められるのは、原則としてアの場合とする。ただし、イによることが適当である場合には、これによることができる。

ア 発注者が設計図書等により具体的に示した事故防止の措置を請負人が適切に措置していない場合、又は発注者の調査結果等により当該事故についての請負人の責任が明白となった場合

イ 当該工事の現場代理人等が刑法、労働安全衛生法等の違反の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたことを知った場合

三 一般工事における事故(第6号及び第8号関係)について、安全管理の措置が不適切であり、かつ当該事故が重大であると認められるのは、原則として、当該工事の現場代理人等が刑法、労働安全衛生法等の違反の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたことを知った場合とする。

四 重傷者とは、30日以上の治療を要する負傷者をいう。

第9号関係

一 「代表権を有すると認められるべき肩書」とは、専務取締役以上の肩書きをいうものとする。

第12号、第13号及び第19号関係

一 独占禁止法第3条、第8条第1号又は第19条に違反した場合は、下記を知った後速やかに指名停止を行うものとする。

①排除措置命令又は課徴金納付命令がなされたこと

②刑事告発がなされたこと

③代表者等(有資格業者である法人の代表者、有資格業者である個人又は有資格業者である法人若しくは個人の代理人、使用人その他の従業者をいう。)が逮捕されたこと

二 指名停止要領別表1又は別表2の措置要件第12号、第13号又は第19号(4)に該当した場合において、独占禁止法第7条の4第1項から第3項までの規定による課徴金減免制度が適用され、その事実が公表されたときの指名停止の期間は、当該制度の適用がなかったと想定した場合の2分の1の期間とする。この場合において、措置要件第12号又は第13号に規定する期間の短期を下回るときは、指名停止要領第7条第1項の規定を適用するものとする。

第12号及び第19号関係

一 「業務」とは、個人の私生活上の行為以外の有資格業者の業務全般をいうものであること。

第16号関係

一 不当な情報提供要求等とは、不当な情報提供要求及び不当な働きかけをいう。

二 前号の不当な情報提供要求とは、入札・契約事務に関する次に掲げる情報のうち、公表されていないものの提供を職員に対して要求する行為をいう。

ア 競争入札等の参加者名及び参加者数

- イ 事前公表していない予定価格及び設計金額
 - ウ 青森地域広域事務組合低入札価格調査制度要綱（平成 27 年 4 月 1 日実施）に規定する調査基準価格及び数値的判断基準
 - エ 青森市最低制限価格制度要綱（平成 27 年 4 月 1 日実施）に規定する最低制限価格
 - オ 公表前の総合評価方式の落札者決定に係る評価点
 - カ その他入札・契約に関し公表していない情報
- 三 第 1 項の不当な働きかけとは、職員に対して入札の公正を害する行為又は公正な契約事務の確保に関して不適当な行為を行うことを要求することをいう。

第 17 号及び第 18 号関係

- 一 建設業法違反行為について、建設業法の規定に違反し、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるのは、原則として次の場合をいうものとする。
 - ア 代表役員等、一般役員等又は使用人が当該建設業法違反の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起された場合
 - イ 建設業法の規定に違反し、監督処分がなされた場合

第 19 号関係

- 一 業務に関する「不正又は不誠実な行為」とは、原則として次の場合をいうものとする。
 - ア 代表役員等、一般役員等又は使用人が法令違反の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起された場合
 - イ 青森地域広域事務組合発注工事に関して、落札決定後辞退、有資格業者の過失による入札手続の大幅な遅延等の著しく信頼関係を損なう行為があった場合

附 則

（実施期日）

この基準は、平成 27 年 4 月 1 日から実施する。

附 則

（実施期日）

この基準は、令和 7 年 4 月 1 日から実施する。